

博士論文

子どもへの不適切な対処行動に影響を及ぼす
子育てにおけるイライラ感とその要因に関する研究

令和4年度

筑波大学大学院 人間総合科学研究科 感性認知脳科学専攻

中川 陽子

[論文概要]

子どもへの不適切な対処行動に影響を及ぼす 子育てにおけるイライラ感とその要因に関する研究

第1章：序章

日本では、全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数が増え続けている。子ども虐待の背景要因として、厚生労働省は、保護者側、子ども側、養育環境、その他の4つを挙げている。少子化や核家族化、経済不況といった子育て環境の変化を背景に、養育者にとって子どもを育てることが困難に感じられるような状況が生じている。先行研究では、子どもの行動に対する母親の認知の歪みや偏りが、子ども虐待の発生に深く関わる可能性があることが示されている。その中で、被害的認知と虐待的行為との関連が検討され、子どもの泣きやぐずりを受け入れがたい母親がいることが示唆されている。また、子育ての中で要求水準の高い母親の完璧主義は、子ども虐待につながりやすいタイプの一つであることが臨床的観点から述べられている。さらに、子どもの育てにくい行動特徴は母親のネガティブな感情を喚起させやすく、特に、幼児期の子どもを養育する母親は子どもの反抗や自己主張に対して否定的感情を強く感じ、腹が立って本気で怒るなどの権威的な対処の仕方に影響を及ぼす可能性がある。幼稚園児の母親に対する調査では、約6割の母親が「子どもがわずらわしくてイライラすることがある」と回答していることが示されている。これらの背景を踏まえ、ネガティブ感情としての「イライラ感」と子どもへの不適切な対処行動との関連を検討し、母親のイライラ感に影響を及ぼす要因を探ることは、子育て支援を行ううえで重要なことであると考えた。子ども虐待につながる可能性の高いハイリスク親子・家族への早期からの予防的支援プログラムの有効性を高めるためには、媒介要因を明確にすることが重要であるとされている。

そこで、本研究では、子育てにおける母親のイライラ感に関する基礎的知見を収集し、子どもへの不適切な対処行動につながる媒介過程を明らかにすることを目的とした。具体的には、次の2点を研究目的とした。

1. 子育てにおいて、子どもへの不適切な対処行動に母親のイライラ感が影響を及ぼす要因となり得るかどうかを明らかにし、イライラ感に影響を及ぼす要因を検討する。特に、母親のイライラ感を喚起させる子育て状況と母親の認知特性との関連を検討する（研究Ⅰ）。
2. 子育てにおける母親のイライラ感を低減させるために、認知行動療法に基づく保健師による介入プログラムを作成し、そのプログラムの予備的効果検証を行う（研究Ⅱ）。

第2章：研究Ⅰ

[予備的研究]

子どもの負の感情表出に対する母親のイライラ感と子どもへの不適切な対処行動に影響を及ぼす要因の検討

子どもの泣きやぐずりなどの負の感情表出は母親のイライラ感を誘発させる契機となりやすい。そのため、予備的研究では子どもの負の感情表出に対する母親のイライラ感と子どもへの不適切な対処行動との関連を明らかにし、イライラ感と子どもへの不適切な対処行動に影響を及ぼす要因を絞り、仮説モデルを生成することを目的とした。

その結果、子どもの負の感情表出に対する母親のイライラ感について、分析対象者444名の内、イライラ感低群は40人(10.4%)、イライラ感中程度群は246人(63.7%)、イライラ感高群は100人(25.9%)であり、イライラ感低群に適切な対処行動を取る者が有意に多く、イライラ感高群に不適切な対処行動を取る者が有意に多いことが明らかになった。また、子どもへの不適切な対処行動には、子どもの年齢とイライラ感が影響を及ぼす可能性があり、イライラ感には子どもの育てにくさと母親の完璧主義な認知特性が影響を及ぼす可能性があることが示唆された。先行研究では、被害的認知と不適切な養育につながる関係性が示されている。しかし、今回の予備的研究において、被害的認知はイライラ感と子どもへの不適切な対処行動のどちらにも有意な影響を及ぼしていなかった。次に行う本調査では、イライラ感が喚起される他の子育て状況に関する内容も含め、イライラ感の因子構造について検討したうえで分析を行う必要があると考えた。

[本調査]

子育てにおける母親のイライラ感と子どもへの不適切な対処行動に影響を及ぼす要因の検討

本研究は、子育てにおいて子どもへの不適切な対処行動にイライラ感が影響を及ぼす要因となり得るかどうかを明らかにし、母親のイライラ感に影響を及ぼす要因を検討することを目的とした。web調査により、300名の幼児をもつ母親を対象に調査を行った。

先の予備的研究に基づき、「母親の完璧主義、被害的認知の認知特性によりイライラ感が高まると、子どもへの不適切な対処行動につながる」という仮説モデル(図1)を立て、共分散構造分析により検討した。

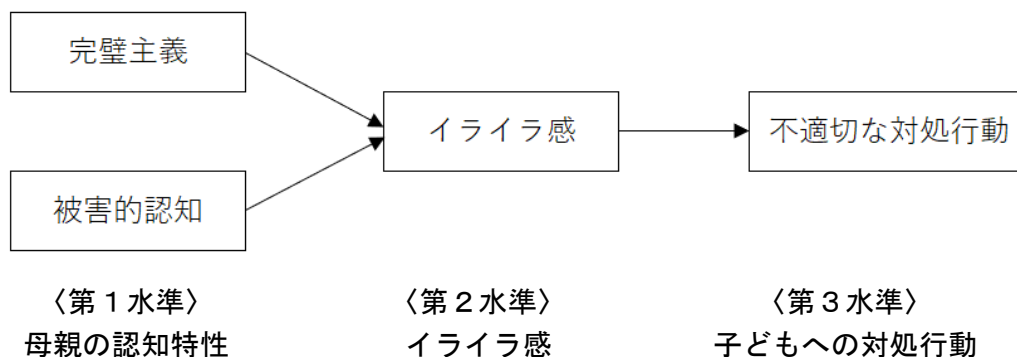


図1. 子どもへの不適切な対処行動に影響を及ぼす要因の仮説モデル

その結果、母親のイライラ感を喚起する子育て状況が示され、完璧主義傾向、被害的認知傾向をもつ母親は、イライラ感が高まると子どもへの不適切な対処行動につながる可能性があることが明らかになった。

本研究の結果を活用し、母親の完璧主義、被害的認知を緩和することができるように働きかけ、イライラ感を低減することを目指した「認知行動療法に基づく保健師による介入プログラム」を考案し、そのプログラムの予備的效果検証を行うこととした。

第3章：研究Ⅱ

認知行動療法に基づく保健師による介入プログラムの作成と予備的効果検証

1. 認知行動療法に基づく保健師による介入プログラムの作成

研究Ⅰで得られた結果を活用し、認知行動療法に基づく介入プログラムを作成した。プログラムは保健師誰もが実施可能となることが期待され、汎用性を持ち普及させやすくするようマニュアル化を試みた。

2. 作成した介入プログラムの予備的効果検証

幼児を養育する母親を対象とし、本プログラムの有効性に関する予備的検討を行った。その結果、プログラムの受講後に母親のイライラ感の低減効果がみられた。

第4章 総括的討論

本研究では、子育てにおける母親のイライラ感に焦点を当て、イライラ感の概念化を試みた。イライラ感は、子どもへの不適切な対処行動に影響を及ぼす可能性があることが明らかになり、イライラ感に影響を及ぼす要因として母親の完璧主義傾向と被害的認知傾向が示された。イライラ感が高まることにより子どもへの不適切な対処行動を引き起こす可能性があることを考慮すると、イライラ感を高めないような状況をつくる、もしくはイライラ感が高まったとしてもそれを母親自身がコントロールし、イライラ感を低減することができるような支援がなされれば、子どもへの不適切な対処行動の予防につながると考えられる。

母親のイライラ感を低減するために、保健師が実施可能な認知行動療法に基づく介入プログラムを作成し、その予備的効果検証を行った。その結果、介入により母親のイライラ感が低減する可能性があることが示唆された。本研究から得られた知見を活かし、作成した介入プログラムを自治体で活用することができるよう、モデル事業となる自治体での取り組みを進めていくこと、保健師への研修を行っていくことが今後の発展的課題である。